



島根県報

平成25年8月9日（金）

第2,519号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示	（ 〃 ）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	5
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	6

【特定調達公告】

島根県財務会計オンラインシステム用プリンタの賃貸借及び保守一式に係る一般競争入札の実施	（会計課）	7
---	-------	---

告 示**島根県告示第559号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年 8 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
山本 長晴	内科	隠岐広域連合立 隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成25年 7 月31日
酒井 和久	内科	隠岐広域連合立 隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1	平成25年 7 月31日
栗屋 幸一	呼吸器・化学療法内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成25年 7 月31日
青木 陽	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成25年 7 月31日

島根県告示第560号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障がい者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示（平成24年島根県告示第592号）は、廃止する。

平成25年 8 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障がい者福祉施設整備費補助金

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障害者福祉施設及び障害児福祉施設の施設整備並びに設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者福祉施設又は障害児福祉施設の整備を促進し、障害者及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備

<p>第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)及び同条第12項に規定する障害者支援施設の施設整備</p>		<p>公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。)を含む。以下同じ。)、一般社団法人等(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1項に規定する一般社団法人等をいう。)、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)</p>	<p>避難スペース整備</p>
	<p>障害者支援施設</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益法人等をいい、医療法人を除く。)</p>	
<p>障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する共同生活介護、同条第16項に規定する共同生活援助及び同条第17項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>	<p>社会福祉法人等</p>	<p>創設 増築 大規模修繕等 避難スペース整備 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)</p>
<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館</p>	<p>社会福祉法人</p>	<p>創設 増築 改築</p>

社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備	聴覚障害者情報提供施設		大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 避難スペース整備
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所の施設整備	障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等整備 老朽民間社会福祉施設整備 避難スペース整備
児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所の施設整備	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所	社会福祉法人等	創設 増築 大規模修繕等 避難スペース整備
障害者総合支援法第79条第2項に規定する福祉ホームの施設整備	福祉ホーム	社会福祉法人等	スプリンクラー設備等整備
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	本表中の施設の種類ごとに定められている補助事業者	応急仮設施設整備

- (2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援発第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）第2の3の(2)から(4)までに定める整備内容をいう。

4 補助金等の額

- (1) 補助金の交付額は、(2)又は(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3の(1)の施設に係る創設、増築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- (3) 3の(1)の施設に係る(2)以外の事業については、国補助金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

島根県告示第561号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年島根県告示第585号による保険に付すべき義務は、平成25年7月30日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

和江加入区

島根県告示第562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）斐川町荘原複合店舗 出雲市斐川町荘原1231番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢 純造 岡山県岡山市北区野田二丁目4番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢 純造 岡山県岡山市北区野田二丁目4番1号

株式会社ナフコ 代表取締役会長 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社フーズマーケットホック 代表取締役社長 南脇 政文 島根県安来市赤江町1448番地1

株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目8番20号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年4月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,087平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

480台（敷地内）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

80台（各店舗入口付近）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

276平方メートル（敷地内各店舗毎）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

66.51立方メートル（敷地内各店舗毎）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | | |
|-----------------|---------------------|
| 日本地所倉庫株式会社 | 午前10時00分から午後9時00分まで |
| 株式会社ナフコ | 午前7時00分から午後8時30分まで |
| 株式会社フーズマーケットホック | 午前9時00分から午後10時00分まで |
| 株式会社ウェルネス湖北 | 午前8時00分から午前0時00分まで |
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前6時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 4箇所（建物敷地西側2箇所及び東側2箇所）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前6時00分から午後9時00分まで
- 2 届出年月日
- 平成25年7月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
- 出雲市産業観光部産業振興課（島根県出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
- 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
- 松江市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
- ア 急傾斜地の崩壊
- 手結C、手結G、仲田A、橋立B、才谷A、名分A、仲田C、瀬崎
- イ 土石流
- 手結A
- (3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

安来市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

東社日B、宮内B、宮内C、黒井田町細井C、黒井田町細井D、八神D、島田H、門生M、佐久保G、佐久保H、清水J、宇賀荘B、折坂D、九重C、茶屋B、丸山B、殿川内H、鳴滝Q、赤崎E、山辺B、沢D、利弘I、飯生G、実松D、田頼E、円光寺B、南天神B、旭本町B、旭本町C、山根C、山根D、神塚B、東切川B、下石原A、牧谷E、牧谷F、川平C、牧谷G、弥生橋北、布部中学校西、後ヶ市A、弥生橋北A、宮上F、福留D、梶G、梶H、西比田G、市原C、市原D、駒場I、松本F、前谷C、第1D、新田C、山口F、山口G、新田D、菅原F、日の出東、関I、関J、横山A、安田中G、安田中H、安田中I、安田中J、宮内D、安田中K、安田中L、井戸A、母里A、母里B、下古市A、下古市B、オヶ峠I、天神D、日次G、福富谷C、上の台C、上の台D、下十年畑A、新田谷E、オヶ原D、新田谷F、新田谷G、月坂A、草野谷E

イ 土石流

島田中央1、下黒島川A、吉佐町2A、西奥谷川B、一ノ谷川2A、折坂町A、坪坂谷1A、鳴滝谷下1、中谷下1、木谷川下1、中谷中1、中谷中2、中谷中3、木谷川中1、鳴滝川A、吉田川上1、金尾寺谷下、中谷中4、中谷中5、切詰谷A、別所谷1A、別所谷1B、清水山谷1、清水山谷2、利弘町1A、利弘町4A、田頼7、大丸1、田頼8、神庭町1、荒島西旭1、荒島西旭2、久白町A、孫六谷A、富田10、富田11、新宮東1、新宮1、新宮2、新宮3、下布部1、下布部2、布部39、乙見、梶福留6、梶福留7、梶福留8、柴瀬小谷1、柴瀬小谷2、柴瀬小谷3、前谷1、前谷2、山口中、大熊谷1、大熊谷2、安田中3、防床谷上、峠下2、大平2、大平3、安平川1、安平川2、安平川3、安平川4、高江寸次高江1、久野谷1、久野谷2、久根1、矢原1、矢原2、矢原3、矢原4、矢原5、久野谷3、久野谷4、久野谷5、新田谷1、新田谷2、新田谷3、新田谷4、新田谷5、下十年畑大谷1、下十年畑大谷2、上十年畑坂原1、上十年畑坂原2、上十年畑坂原3、上十年畑坂原4、上十年畑坂原5、上十年畑坂原6、オヶ原1、オヶ原2、オヶ原3、オヶ原4、オヶ原5、草野六呂坂3、永江奥谷1、熊谷川1、久野谷6、上十年畑坂原7、下十年畑用土、寺谷坂3

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所及び安来市役所において一般の縦覧に供する。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

島根県財務会計オンラインシステム用プリンタの賃貸借及び保守一式（機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む。） 156台

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借及び保守期間

平成26年2月1日から平成31年1月31日まで

(4) 納入期限

平成26年1月31日

(5) 納入場所

島根県内、東京都、大阪市及び広島市とし、詳細は入札説明書による。

(6) その他

入札説明会を実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「借入品」、中分類「情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件である。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、平成25年9月9日（月）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成25年9月18日（水）午前11時から同月19日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時 平成25年9月19日（木）午後4時まで

イ 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県出納局会計課財務電算グループ 電話0852-22-5893 ファクシミリ0852-22-5952

ウ 郵便による入札については、平成25年9月20日（金）正午まで（必着）に、イの場所に書留郵便により郵送すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月20日（金）午後1時30分

イ 場所 (2)のイの場所

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成25年9月9日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成25年9月9日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

5の(2)のイの場所

7 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Item name and quantity of products to be leased : The lease and maintenance of a special printer for Shimane Prefectural Financial computer Network, 156 units

(2) Period for submission of tender : From 18 September 2013, 11 : 00 to 19 September 2013, 16 : 00 (Deadline for submission of tender by registered mail : 20 September 2013, 12 : 00)

(3) Contact point for the notice : Financial computer Group, Accounting Division, Bureau of the Treasury,

Shimane Prefectural Government 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, JAPAN

TEL 0852-22-5893

FAX 0852-22-5952